

## 人工呼吸器（フクダ電子社製 Servo）保守点検業務仕様書

地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」とし、受託者を「乙」として、本仕様書に基づき、下記のとおり保守点検を実施する。

### 記

#### 1 対象機種

- ①総括保守契約 人工呼吸器 Servo i (S/N 30631) 1台
- ②保守契約 人工呼吸器 Servo s (S/N 9807, 9808, 9809, 9810) 4台  
人工呼吸器 Servo i (S/N 42078, 43617) 2台

#### 2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

#### 3 契約期間

平成26年7月1日～平成27年3月31日

#### 4 契約条件

##### (1) 業務内容

###### ア 定期点検

乙は、契約期間中、常に対象機種を良好に使用できる状態を維持するため、年2回の定期点検で、部品交換（5,000時間又は1年で1回）を行う。

###### イ 緊急修理

定期点検以外でも、契約期間中に発生した全ての故障に対する修理を行う。

##### (2) 実施要領

ア 乙は、点検実施予定表を平成26年7月末日までに甲の経営企画課へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容を速やかに経営企画課へ報告すること。

イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 乙は、保守点検等終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容について確認を得たうえで、完了届を経営企画課へ提出すること。

オ 乙は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは24時間かつ年中無休にて、速やかに（原則として当日中）出張したうえで、点検、調整、修理等を行うこと。

カ 故障の修理に時間がかかる場合等、甲の業務に支障をきたす場合は、乙は無償で代替器を提供すること。

キ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

### (3) 本契約に含まれる費用の内訳

#### ①総括保守契約

年2回の定期点検及び5,000時間又は1年の定期部品の交換の実施その他全ての費用を本委託料に含むものとする。

#### ②保守契約

年2回の定期点検及び5,000時間又は1年の定期部品の交換のみ本委託料に含むものとする。

##### <定期交換部品>

(ア)メンテナンスキット(動作時間5,000時間又は1年のいずれか早い方で交換)

(イ)酸素燃料電池(約1年毎に交換)

(ウ)呼気カセットメンブレン(メンブレン残量0で交換)

(エ)バッテリーモジュール(2年毎に2個交換)

(オ)リチウムバッテリー(5年毎に2個交換)

### (4) 委託料の支払

甲は、契約期間終了後、乙の請求により、委託料を一括して支払う。

## 5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。